

商品概要説明書

35 多目的ローン（一般型C）

(2024 年 4 月 1 日現在)

商品名	多目的ローン（一般型C）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○<u>見積書・注文書・契約書・領収書</u>等によって資金使途が確認できる生活に必要なとるご資金（借入申込から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。 （他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金等は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 ○医療・介護費用が資金使途の場合、2 親等以内の家族にかかる資金も対象とします。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 1.65% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="539 365 1348 660"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td><td>年0.20%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.20%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.20%</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年0.20%</td></tr> <tr> <td>団体信用生命保険(ワイド)</td><td>年0.30%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.20%	団体信用生命保険(ワイド)	年0.30%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率												
団体信用生命共済(特約なし)	年0.20%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.20%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%												
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.20%												
団体信用生命保険(ワイド)	年0.30%												
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%												
手数料	○無料です。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0956-64-2741)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神センター (電話:092-741-3208) 北九州センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)												
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。												

JAながさき西海